

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業運営規程
(特別養護老人ホーム明風園 短期入所事業所)

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が設置運営する指定介護老人福祉施設明風園（以下「施設」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「短期入所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 この規程は、社会福祉法人群馬県社会福祉事業団が設置運営する特別養護老人ホーム明風園短期入所事業所（以下「事業所」という。）の運営及び利用について準用するものとする。この場合、この規定における「従業者」は「職員」に読み替えるものとする。

(基本方針)

第2条 事業所は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、可能な限り、利用者の居宅における生活を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(定員)

第3条 事業所の定員は10名とする。

ただし、施設に空床がある場合は空床分を利用できるものとする。

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第4条 従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者1名
- 二 事務員1名以上
- 三 生活相談員2名以上
- 四 計画担当介護支援専門員1名以上
- 五 介護職員30名以上
- 六 看護職員3名以上
- 七 機能訓練指導員1名以上
- 八 医師1名以上

九 栄養士及び管理栄養士 1 名以上

十 調理員等（業務委託）

2 第 1 項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（職務）

第 5 条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員及び計画担当介護支援専門員

居宅介護支援事業所等と連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、短期入所サービス計画を作成する。

四 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

五 看護職員

利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

七 医師

利用者の健康管理、保健衛生の管理指導に従事する。

八 栄養士及び管理栄養士

利用者に提供する食事の管理に従事する。

九 調理員

利用者に提供する食事の調理業務に従事する。

第 3 章 利用者に提供する施設サービスの内容及び費用負担

（サービスの内容）

第 6 条 短期入所で提供するサービスは、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むために提供するものとする。

2 提供するサービスは次の各号に掲げるものとし、居宅介護支援専門員等の作成する居宅介護サービス計画書に基づいて作成された短期入所サービス計画書に沿って提供するものとする。

一 短期入所サービス計画書の作成

二 介護

三 相談及び援助

四 社会生活上の便宜の提供

- 五 食事の提供
- 六 機能訓練
- 七 健康管理
- 八 送迎

(通常の送迎実施地域)

第7条 前条第2項第八号に定める送迎の通常の実施地域は、前橋市の区域とする。

(利用料等)

第8条 短期入所を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
- 五 理美容代
- 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 七 通常の実施地域を超えた送迎費用

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項各号に規定する短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は身元保証人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者又は身元保証人（家族等）の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第四号、第七号に掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

第4章 サービス利用に当たって利用者が留意すべき事項

(禁止行為及び利用者が留意すべき事項)

第9条 利用者は、短期入所の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- 一 利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- 二 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- 三 他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎むこと。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第10条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第5章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、短期入所を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び医師に報告し、適切に対応しなければならない。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第12条 施設は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2 利用者は前項の対策に可能な限り協力するものとする。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止への取り組み)

第13条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生活上の安全を確保するために、虐待防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を設置するとともに虐待防止に資するため従業者を教育するものとする。

一 虐待防止のための委員会は定期的に開催し、その結果を職員に周知する

二 従業者の教育は、職員研修として定期的に行う

三 虐待防止に関する担当者を設置し、一連の活動を適切に行う

2 事業所は、従業者又は養護者による虐待を発見した場合、速やかに市町村等に通報し利用者の安全確保に努めるとともに、虐待防止策を講ずる。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの評価)

第14条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第15条 管理者は、サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する 為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には当該苦情の内容等を記録し、速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する

調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

- 3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(身体的拘束及びその他の行動の制限の原則禁止)

第16条 従業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、常にその解除に努めるものとする。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元保証人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

(衛生管理)

第18条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上ならびに施設における感染症及び食中毒の発生または、まん延の防止を図るものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元保証人（家族等）、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第20条 施設は、その運営に当たっては、地域との交流に努めるものとする。

第9章 雑 則

(改正)

第21条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

なお、軽微な改正は理事会に報告する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第8条関係(別表1)は令和6年7月31日まで適用し、第8条関係(別表2)は令和6年8月1日から適用する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

この規程は、令和8年8月1日から施行する。

第8条関係（別表1）

1. 短期入所事業サービス費基本部分（基本部分及び加算部分）

内容	自己負担額
法定代理受領サービス	厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額

2. 食事自己負担額（保険外 日額）

	介護保険負担限度認定証に記載されている額 （基準額は介護報酬の基準額を適用）			
第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1,645 円	1,360 円	1,030 円	600 円	300 円

3. 居住費自己負担額（保険外 日額）

基準額	介護保険負担限度認定証に記載されている額			
（第4段階）	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
915 円	530 円	430 円	430 円	0 円

4 その他の費用

料金の種類		金 額	備 考
送迎費用		20 円／km	通常の実施範囲を超えた場合
電気料（テレビ、パソコン等の持ち込み使用）		各 600 円／月	
預かり金等（群馬県社会福祉事業団利用者預かり金管理規程第2条に記載されるもの）		各 30 円／日	
特別な食事の提供	おやつ	60 円／日	
	その他	実費	ご利用者のご希望による